

令和6年度

内部統制評価報告書に関する審査意見書

新潟県監査委員

監委第 62 号
令和 7 年 9 月 5 日

新潟県知事 花角英世様

新潟県監査委員 井上智美

新潟県監査委員 齋京四郎

新潟県監査委員 樋口秀敏

新潟県監査委員 樺澤尚

令和 6 年度新潟県内部統制評価報告書に関する審査意見について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 6 年度内部統制評価報告書について、審査意見を別紙のとおり提出します。

令和6年度 新潟県内部統制評価報告書審査意見

新潟県監査基準（令和2年2月25日新潟県監査委員決定）に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和7年9月5日

新潟県監査委員 井上 智美
新潟県監査委員 斎京 四郎
新潟県監査委員 樋口 秀敏
新潟県監査委員 樺澤 尚

1 審査の対象

「令和6年度 新潟県内部統制評価報告書」

2 審査の着眼点

監査委員による令和6年度新潟県内部統制評価報告書の審査は、新潟県知事が作成した内部統制評価報告書について、新潟県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和6年度新潟県内部統制評価報告書について、新潟県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、新潟県監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和6年度新潟県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 審査の意見

「重大な不備」に該当する事案として、職員が食品衛生法に基づく食品衛生監視員の資格要件を満たしていないにも関わらず、当該資格を必要とする業務に従事していた事案及び予定価格5億円以上の工事請負について、条例に基づき必要とされる県議会の議決を経ずに変更契約を締結した事案が発生した。

これらは、法令に違反し、県や県民に大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものであることから、再発防止策を着実に実施し、県民の信頼回復に努められたい。